社說

臺灣の嫌疑事件

現任臺灣總督は赴任以來殆んど一年、其施設に就て別に聞く所のものなかりしが過般上京親しく勅語を拜受して歸任したり今後は何か大に爲すの覺悟ならん否な上京中より既に改革に着手したるよしにて民政局長以下の免黜を見たり其成行は我輩の注目を怠らざる所なれども只驚く可きは近來總督府所轄の官吏中に續々犯罪者を出したるのみか或は相應の地位を占むる輩にして嫌疑の爲めに家宅搜索に遭ふたるものさへあるの一事なり是れぞ所謂官紀頽廢の意味にして總督の最も得意とする所ならんか實際に犯罪の事實あらんには固より寸毫も假す可きに非ず法律の命ずる所に從て嚴重に處分す可きのみと勿論なりと雖も左るにても其犯罪は收賄を始めとして甚だしきは强盜罪に問はれたるものさへあり驚き入たる次第にして只呆るゝの外なきのみ抑も其官吏は等しく日本[illegible]らずや清廉潔白は我國人の特性にして官吏社會に斯る汚行の沙汰少なきも畢竟その特性の然らしむる所なるに然るに臺灣の官吏に限りて斯る破廉恥の無賴漢を出し其中には多年內地に奉職して格別の失態もなかりしものが一たび臺灣に入れば直に一變して恰も盜賊の事を行ふと云ふ甚だ奇なりと云ふ可し或は臺灣は百事草創官吏の紀律の如きも自から嚴ならざるが故に內地に於ては他の監督の下に止むを得ず謹愼の態を裝ふたるものが彼の地に至れば忽ち其本色を露はして非行を犯すもの多きが爲めなりと云はんかなれども斯くの如きは本來日本人の多數に盜賊の根性あるを自認するに異ならず自から事實を抹殺して自から侮辱するものと云ふ可し抑も臺灣は內地と殊にして風土氣候、健康に可ならざる其上に自から生活の不便も多きとなれば官吏の紀律の如き幾分か寬にして自から其勞苦に對するの待遇なきを得ず若しも然らざるに於ては誰れか好んで其地に行くものあらんや或は然るときには其寬大に乘じて私利を謀るものあらんなれども斯くの如きは其實少數の輩にして其輩の如きは假令ひ內地の嚴重なる監督の下に在るも尙ほ法網を潛りて不埒の擧動を働くものにこそあれば之を以て一般を推すは誤れりと云ふ可し官紀頽廢甚だ可なりと雖も深く論議の點にまで立入り他の私事を摘發するを以て能事と爲さんには內地の官吏中にも隨分類似の罪跡を發見するに難からざる可し强盜罪の如きは素より例外なれども收賄の如きに至りては其實を判斷するみと甚だ難きならず嘗へば他の認定の方法如何に由りては一個の事手形を貰ふても賄賂として罪に問ふことを得べく[illegible]の金圖も巧に授受するも[illegible]巧に法律の目を掠むに於ては實際には得身の大罪をば漏らして[illegible]を以て目高をすくふが如き愚を爲さんには小罪の[illegible]は兎も角も漁夫の馬鹿さ加減は自から知る可きのみ或は又强盜などの犯罪にして[illegible]後恰も[illegible]法律の[illegible]合は官吏の專心を以て一般人民の物品を[illegible]へたる[illegible]は[illegible]目[illegible]ら[illegible]ふ[illegible]道の[illegible]と[illegible]し實際の[illegible]は我輩の知らざる所なれば彼の犯罪の處分の如きは何れ正々堂々の事を行ひたるものなる可しとして之を擱き實際に臺灣の有樣を見れば人心の未だ定まらざるは土匪の騷動今尙は跡を絕たざるを見ても明白にして島民等の中心に於ては日本人が果して永久の統治者なる可きや否やを疑ひつゝある其最中に續々官吏の犯罪事件を生じて恰も彼等の面前に日本官吏の不信用を暴露せしむるが如き第一に政府の威信に關してますく統治上の困難を增さゞるを得ず又第二には明白の犯罪なれば兎も角も續々嫌疑者を生じて何れの邊に連及するやも知らざるが如き有樣にては官吏社會に恐惶の念を起さしめ安心して事を執るものなきに至る可し容易ならざる次第なりと云ふ可し我輩は敢て犯罪者を庇護するものに非ず實際に收賄の確なるものは用捨なく處分す可し其處分の正當なるは決して疑はざる所なれども嫌疑云々とて今尙ほ嫌疑者の續出するは未だ犯罪の跡を絕たざるものか若しも單に犯罪者を出すを以て官紀頽廢の實を得たりと心得るものもあらんには當局者の考いづれの邊に在るか我輩は了解に苦しまざるを得ざるなり

私設鐵道の運賃引上げに就て

近來一二の鐵道業者中私立鐵道の運賃引上げを唱ふる者あり其說を聞くに昨今物價騰貴の際鐵道運賃のみ獨り舊の儘なるは權衡を得たるものに非ず若しも此儘に經過すれば結局會社の收益を減じて維持に困難を來すの外なければ引上げを斷行す可しと云ふにありて既に夫れ〲動議の書面を全國の鐵道會社に發し其賛成を得て運動に着手する筈の由なるが我輩の所見を以てすれば鐵道の運賃は私設たると官設たるとを問はず今後引下げの理由こそあれ決して引上ぐるの必要なきを信ずるものなり一昨年來勞働者の賃錢を始めとして石炭其他諸原料の著しく騰貴したるは云ふ迄もなきことなるが之が爲めに鐵道會社の收益は減少したりやと云ふに其配當率に就て見れば毫も減少の跡なく大抵六七分乃至一割三四分の利益あるを常とするが如し即ち營業費は增加しながら配當の增加するは社會の繁昌に連れて旅客貨物の增加輻輳するが爲めにして今後と雖もます〱收益の豐なる可きは鐵道事業其物が本來獨占の性質なるに徵して明白なり鐵道業は既に獨占の性質にして他の事業に比して豐なる利益を收めながら是迄其收益を割いて事業の改良擴張に投じたるみとなく騷擬の粗製、營業の不行屆は折々不慮の事變を生ずるにても知る可し盲聾壟斷の始末にして當業者の不注意怠慢に出るものなるに是等の欠點をば改良せんとせずして却てますく獨占の利を貪らんとするは何事ぞや抑も鐵道の如き運輸交通の機關は社會全體に利益を普及するを以て營業の主眼とせざる可らず即ち運賃を引上げて收益の增加を計らんよりは成る可く之を引下げて其結果は寧ろ旅客貨物の運輸高と共に會社の收益を增加して自然共に永遠に益するものなるに然るに營業者の營業方針は偏に出ずして旅客貨物の運輸高を減じても運賃さへ引上ぐれば會社の利益なりと云ふが如き結局自から損するに過ぎざる其損失は兎も角も實際に獨占專業の濫用にして斷じて許す可らざる[illegible]に運賃引上げの說は例の企業家の輩が昨今金融逼迫して株劵の氣配當の如くならざるより何か爲めにする所ありて唱へ出したるものならん同盟の勸誘を受けたる鐵道會社が斯る不條理なる說に耳を傾けざる可きは我輩の今より保證する所なり

○露國農家の狀態（十二）

前來開陳の次第に據て見るに露國農家の狀態に就て專の主なる原素は彼等を壓碎く租稅の重擔なり若しも此意見をして果して正確ならしめんには農民族が次第次第に疲弊して實際、農僕に等しき身と成るのみか殆んど高利貸の眞實の奴隷と成り果てゝ彼等の多くが地面無しの男と落振るゝの談を聞くも驚くに足らざるなり農僕制度の昔に於て備稅は農僕勞働時間の唯だ半分のみを課すると云ふ彼我の間の了解が堅く守られしと信ずるの誤れるは論を俟たず勞働時間の半分より以上を農僕より徵ぐるは地主に於て或は法律違犯の所業たりしやも知れずと雖も如何せん誰一人みの地主の法律違犯を制止する者はなかりし、左れば事の實際に於ては彼等の所業は其儘に承認されて百姓は之を聽訴する道なかりし次第なり故に地主と農僕との關係に就て云ひ得可きは唯だ僅に「生活の資と爲し得可き給料」のみを農僕に與へしと云ふ一事に止まりて我輩は此語を用ふるに當りて殆んど其字義通りの意味を意味するなり左は左りながら當時の地主が其農僕を保つは猶ほ牛馬を保つが如く僅に之を生かして置くのみならず成丈け强く成丈け健かに成丈け長く働けるやう爲し置くを以て自家直接の利益としたり而して農僕の爲めに其名義上の權理を保持したるは彼等が成は所有せしと假定されし法律上の地位の爲めより寧ろ是等の地主利益の考の方、預て力ありしなり然れども今日は最早や斯の安全器の働き居らざるなり則ち地主が一群の百姓を疲れ果て、貧乏と食物缺乏との爲めに斃き仕舞を爲すに足らずと見切れば之を解雇して更に今まで近隣の同僚が不運を遁れ居たりし新手の百姓を雇ひ得るなり是の故に疲れたる者は休養して利用するなば地主には斯る考更になきなり左れば若しも舊事態の許に百姓は其儘に壽命を繫ぎたりとし新事態の許に彼等が地主の利益

の爲めに傭傭する
如何にして彼等若
めずに租稅の重大に
露國百姓の狀態に
なきは最も顯著なる
關する勞働取調の
（千八百九十三年
せし外國報告第十
族の借地の面積は
方凡そ二割五分を
く「西部歐洲及び
は其全部を通じて
はらず獨露西亞人
物類の消費は此時
又一節に「露國農
めには非ずして消
なり」と云へり
然れども本露地主が
備とより百姓が
の利益は缺ふるを
ラス一世の治世中
ざるの一事は或進
に云く
農僕及び百姓に
發するの性質は
國貴族に於て
まで部下の作男
日百姓を鞭ちも
にあらねど而も
利加の耕作地主
最も怖る可き
什の身の上談は
又は村落、或は
昔の記憶は幾多の
し熟して遂に

○東洋通佛國

エム會社のラオス
たる由記したるみ
尙ほ三艘を新造し

新案百種

（四十七） 黑布の代